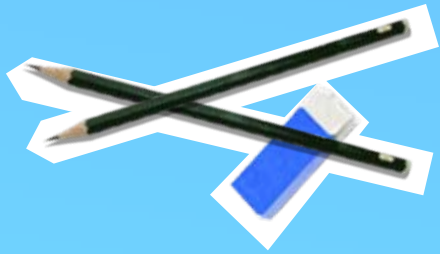


# 社会全体で

# あなたの学びを



# 支えます



## 高等学校等就学支援金制度

### 高等学校等就学支援金制度の趣旨

- 家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減します。
- 高等学校等就学支援金の支給額は、月額9,900円（年額118,800円）です。また、保護者の所得によって、さらに加算される場合があります。



社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。

平成24年7月分から就学支援金の加算基準が変わりました。  
詳しくは裏面をご確認ください。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

文部科学省 高校無償化

検索

# 高等学校等就学支援金について

## 支給対象者は下記の学校に在学する方です

- ▶ 国立・私立高等学校（全日制、定時制、通信制）
  - ▶ 国立・私立中等教育学校の後期課程
  - ▶ 国立・私立特別支援学校の高等部
  - ▶ 高等専門学校（第1学年から第3学年）
  - ▶ 専修学校の高等課程、各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの\*1
- \*1 対象となる学校については、告示で定めることとなります。
- ただし、以下の方は支給対象となりません。
    - ▶ 高等学校等を既に卒業した生徒や、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒
    - ▶ 専攻科・別科の生徒や、科目履修生、聴講生

## 就学支援金支給の流れ



\*2 国立学校の場合は、国から学校へ直接支給

- 学校の授業料と就学支援金の差額は生徒本人(保護者)が負担する必要があります。
- 入学金、教科書代や修学旅行費など、授業料以外の学費は対象とはなりません。
- 就学支援金の支給を受けるためには、在学する高等学校等に申請書を提出する必要があります。書類の提出時期や就学支援金の支給方法は、学校ごとに異なります。詳しくは、在学する高等学校等にご確認ください。

# 高等学校等就学支援金の加算について

## 保護者の所得に応じて支給額が1.5倍または2倍になります

- 就学支援金は、保護者の所得に応じて一定額加算（1.5倍または2倍）されます。

	保護者の年収*3	市町村民税所得割額*4	支給額
2倍	250万円未満程度	非課税	月額19,800円
1.5倍	250万円～350万円未満程度	18,900円に①、②の合計額を加えた額未満 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	月額14,850円

↑ 平成24年7月分から加算基準が変わりました。

\*3 モデル世帯（夫婦片働き、子供2人（うち高校生1人））の場合を想定しています。

\*4 市町村民税所得割額は、保護者全員の合算額により判断します。

- 加算の手続きについては、以下の書類を学校へ提出してください。
  1. 加算届出書：記入用紙は、学校で配布されます。
  2. 市町村民税所得割額を証明する書類：市町村が発行する課税証明書など。
  3. 16歳以上19歳未満の扶養親族の人数分の健康保険証の写し（1.5倍加算の場合のみ）
- 詳細については、表面記載の文部科学省ホームページをご覧ください。